



宮崎労働局発表
令和2年5月29日解禁

【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室
室長 狭間 美恵
監理官 中玉利浩治
(電話)0985(38)8821

政労使による緊急共同宣言を呼びかけ

— 雇用の安定と企業活動の再始動に向けて政労使が宣言書に署名 —

新型コロナウイルス感染症の拡大が宮崎県内の雇用、経済に与える影響の長期化が懸念されることから、宮崎労働局（局長：名田 裕）は、雇用の安定と企業活動の再始動に向けた連携を強化するため、経済団体、労働団体及び行政機関へ「緊急共同宣言」を行うことを呼びかけ、このたび、政労使の主要団体による「緊急共同宣言書」（別添資料）の署名式を開催します。

この緊急共同宣言には、企業が経済活動及び雇用を維持しながら、労働者が勤労意欲を持ち働くことができるために政労使が三位一体となって取り組んでいくことを盛り込んでいます。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 日 時 | 令和2年6月3日（水）13：00～13：20 |
| 2 | 場 所 | 宮崎観光ホテル 東館 3階 緋碧耀 |
| 3 | 出席予定団体 | |
| | 経済団体 | 宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会
宮崎県中小企業団体中央会、宮崎県経営者協会
（順不同） |
| | 労働団体 | 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 |
| | 行政機関 | 宮崎労働局、宮崎県、宮崎県市長会、宮崎県町村会 |

4 会次第

- (1) 宮崎労働局長挨拶及び趣旨説明
- (2) 署名
- (3) 写真撮影

5 その他

終了後、同会場で宮崎県主催の「第2回新型コロナウイルス感染症に係る経済雇用対策会議」が開催される予定です。

— 添付資料 —

資料 緊急共同宣言書

宮崎県における雇用の安定及び「新しい生活様式」を踏まえた 企業活動の再始動に向けた政労使による緊急共同宣言

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、宮崎県内の経済活動の停滞が急激かつ広範囲に生じており、経済全般にわたって甚大な影響が生じている。

令和2年4月16日に全都道府県に拡大された緊急事態宣言が5月14日には宮崎県を含む39県において解除されたのを皮切りに5月25日までに全ての都道府県において解除されたものの、引き続き感染拡大を予防するため、厚生労働省では、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いといった一人ひとりの基本的感染対策や基本的な生活様式等「新しい生活様式」の実践例を公表している。宮崎県では新規感染者数が限定的となっているが、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に移行していく必要があるものの、こうした行動が宮崎県の雇用・経済に与える影響の長期化も懸念される場所である。

このため、県及び市町村では、国の累次の緊急対応策等を踏まえ、中小企業融資制度の拡充をはじめ、様々な支援策を講じているところである。また、宮崎労働局においても、特例措置により大幅に要件が緩和されている雇用調整助成金等の利用促進の強化を図ることにより、積極的に雇用の継続支援に取り組んでおり、労働者の生活と企業活動を支えるセーフティネットの役割を果たしている。さらに、企業においても労使が協力して事業の継続と雇用の維持に尽力しているところである。

このような状況の中、県下の雇用不安や企業活動再開への不安を払拭するためには、行政、労働団体及び経済団体の政労使三者が一体となって知恵を出し合い、この難局に立ち向かうことが必要との認識に立ち、雇用の安定確保及び企業活動の再始動に向けて一致協力して取り組むことが求められている。

私たちは企業が活力を持って活動をすることができ、また、労働者が勤労意欲を持ち、その持てる力を十全に発揮できる宮崎県の構築に向けて一体となって別記のとおり取り組むことを宣言する。

令和2年6月3日

宮崎労働局長

宮崎県知事

宮崎県市長会会長

宮崎県町村会会長

宮崎県経営者協会会長

宮崎県商工会議所連合会会長

宮崎県商工会連合会会長

宮崎県中小企業団体中央会会長

日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長

別記

宮崎県における「新しい生活様式」を踏まえた雇用の安定及び 企業活動の再始動に向けた今後の取組

1 雇用の維持及び企業活動の再始動

- (1) 政労使は一致協力して十分な情報共有のもとに雇用の安定確保及び企業活動の再始動に努める。
- (2) 宮崎県は口蹄疫からの復興・再生を果たす中で培われた経験を生かしながら、「新しい生活様式」による感染防止対策を標準装備化し、いち早く経済の再始動につなげる「宮崎モデル」により、新たな変化や不測の事態に対応できる持続可能な経済・社会づくりに努める。【P】
- (3) 宮崎労働局は、特例措置が拡大された「雇用調整助成金」について、企業が申請しやすい環境整備や体制強化を図ることにより早期支給に努める。また、県は宮崎労働局と連携しながら、助成金制度の周知や利用促進に向けた広報の強化を図る。経済団体及び労働団体は、こうした助成制度の周知や相談対応に努め、企業は、助成制度や県及び市町村の支援制度を最大限に活用しながら労働者の雇用維持に努める。
- (4) 企業はできる限り雇用の維持に努めることとするが、厳しい経営環境下で止むを得ず労働条件の見直しや人員整理等を行わざるを得ない場合には、労働基準法、労働契約法等の法令が遵守されるよう労使が十分に協議し、合意の上で実施する。

2 県内人材の確保

- (1) 地域経済の維持・発展には優秀な若者を県内に確保することが不可欠であることを踏まえ、県は宮崎労働局と連携しながら若者が県内企業に興味・関心を抱くことができるよう環境整備に取り組む。
- (2) 企業は来春卒業予定者の採用に向けて、面接・試験等の日程の設定など募集機会の提供について最大限柔軟な対応に努めていく。併せて、来春の新規高等学校卒業

予定者への求人票提出が6月から開始されることから、早期に提出するよう努めていく。

3 働き方改革を通じた安心して働くことができる職場づくり

基本的感染対策を含めた「新しい生活様式」と社会経済活動の維持の両立に向けて、これまで政労使で取り組んできた働き方改革を一步進め、テレワークによる在宅勤務、時差出勤、時短勤務、特別休暇制度の導入など、活用可能な制度により労働者が安心して働くことができる職場づくりに努める。

4 行政体制の確保

国、県及び市町村は労働者の生活と企業活動を支えるセーフティネットの役割としての機能を果たすため、企業及び労働者の視点に立った支援を迅速に提供可能とするための十分な体制整備に努める。